

4 消安第 1771 号
令和 4 年 6 月 29 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 金子 原二郎
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる飼料添加物の基準及び規格を改正すること。

ギ酸

